

# 重層支援体制整備事業の 遠野市の取り組み

— 岩手県地域福祉推進協議会 —

令和4年1月20日

岩手県遠野市  
健康福祉部 福祉課

- 1 はじめに
  - ①遠野市の概要
  - ②人口と高齢化率の推移
- 2 重層的支援体制整備事業実施に至るまで
  - ①第2期地域福祉計画（平成25～27年度）
    - ・地域福祉連携推進事業の実施
  - ②第3期地域福祉計画（平成28～令和2年度）
    - ・「丸ごと相談員」の配置
    - ・支え合う小さな拠点づくりの取組
  - ③第4期地域福祉計画（令和3～7年度）
    - ・「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」
    - ・「丸ごと相談員」の全地域配置に向けて
- 3 重層支援体制整備事業の推進体制について
  - ・地域・相談支援機関・庁内連携推進体制図
  - ・複雑化・複合化したケースに対する支援の例
- 4 現在の課題とこれから



## ①遠野市の概要

### ●将来像

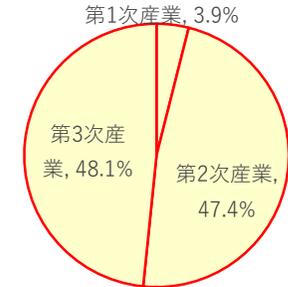
#### 永遠の日本のふるさと遠野

- 人口：25,623人  
(R3年10月31日現在)
- 世帯数：10,466世帯  
(R3年10月31日現在)
- 高齢化率：40.9%  
(R3年10月31日現在)
- 面積：825.97 km<sup>2</sup>

- 生活保護受給世帯  
188世帯 (R2年度末)
- 身体障がい者手帳保持者  
1,236人 (R2年度末)
- 療育手帳保持者  
261人 (R2年度末)
- 精神保健福祉手帳保持者  
185人 (R2年度末)
- 介護認定者  
2,086人 (R2年度末)
- 生活困窮者新規相談件数  
49件 (R2年度末)

### ●市内総生産額

**1,064億円**  
(令和元年度)



### ●産業別就業者数

**14,291人**  
(平成27年度)



1 km<sup>2</sup>当たりの人口

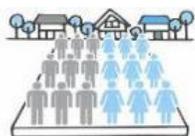
1世帯の人口

1月当たり出生数

1月当たり死亡数

1月当たり結婚数

1人当たり市民所得



31.65人  
(令和2年9月30日現在)



2.43人  
(令和2年9月30日現在)



10.42人  
(令和元年度)



44.43人  
(令和元年度)

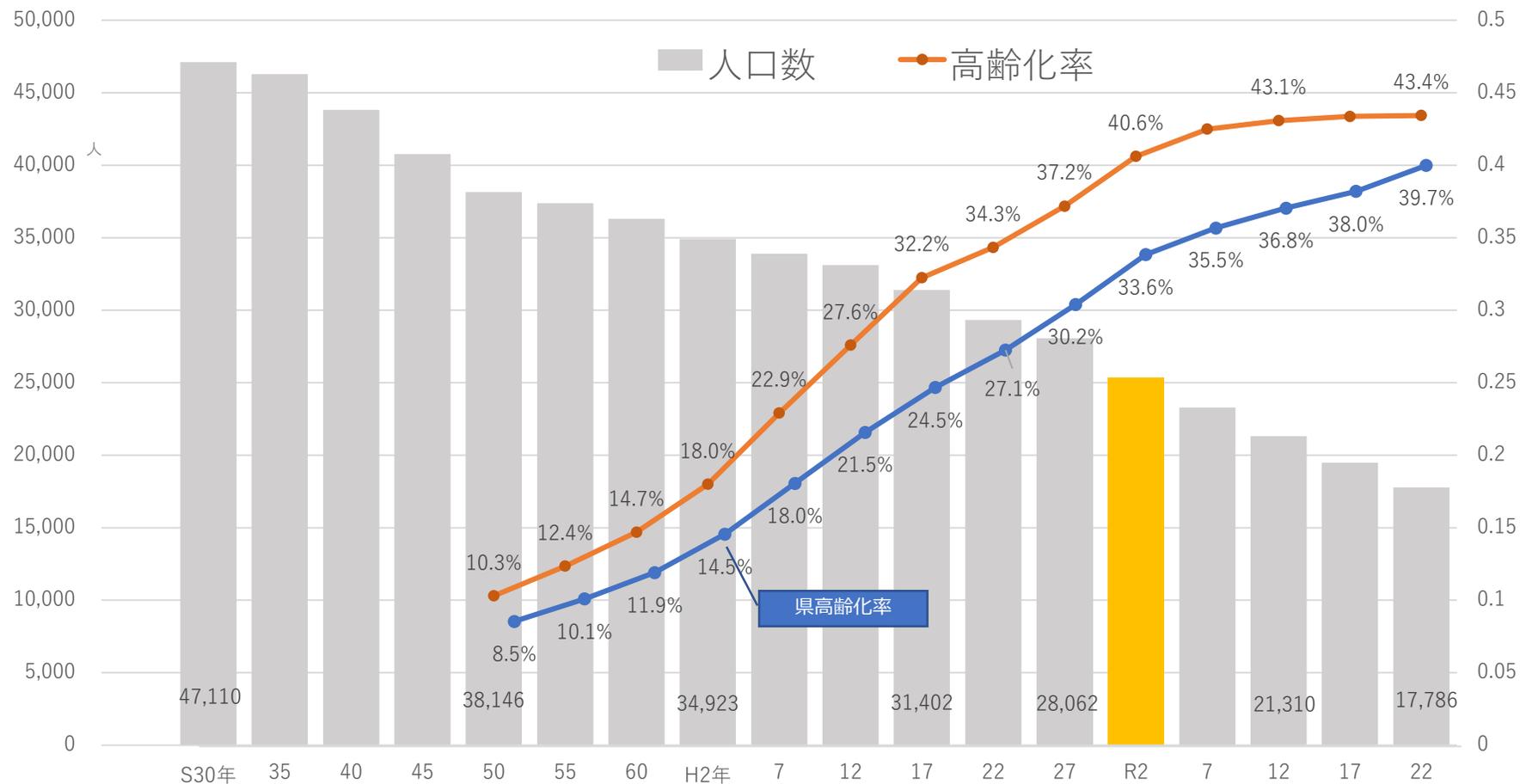


7.17組  
(令和元年度)



2,479千円  
(平成29年度)

## ②人口と高齢化率の推移



60年間で約2万人減少。今後30年で1万人減少の見込み



## ①第2期地域福祉計画（平成25～27年度）

## 【施策の方向（概要抜粋）】

## ○地域を支える仕組みを構築する

地域における「福祉の心」を醸成するための各事業の実施

## ○法定サービスのみでは解決できない課題に配慮する

- ・住民に身近な課題解決に向けた具体案を提案する
- ・社会福祉協議会を中心とした、足・食・安否、ボランティア育成の取り組みを支援する

## ○市民協働、コミュニティを再形成する

人口減少・少子高齢化・核家族化を考慮した取り組み



## 【主な取り組み内容】

## ○福祉力のアップ

- ・地域包括支援システムの拡充  
→基幹型相談支援センター構想(遠野型包括+基幹相談支援事業所)
- ・地域ボランティアの育成
- ・地域福祉活動に関わるCSWの育成

## ○地域力・近助の力

災害時要援護者避難支援(平常時からの見守り含む)

## ○安心安全なまちづくり

- ・自殺予防支援
- ・福祉人材確保支援

## ○心と体の健康づくり

- ・心のケア
- ・健康なまち推進

## □市と社会福祉協議会との連携会議の開催

市、社協それぞれが持つ役割、果たすべき役割の確認を行うテーブルが設けられる

## □地域福祉連携推進に係る研修会の開催

遠野市社会福祉協議会、社会福祉法人職員、市職員、民生児童委員などを対象にして、地域福祉という視点からその推進のための新たな仕組みづくりを行うために開催

## ②第3期地域福祉計画（平成28～令和2年度）

### 【施策の方向（概要抜粋）】

#### ○多職種連携の仕組みづくり

複数の課題を抱える世帯への一体的な相談支援体制の構築

#### ○身近な相談窓口

地域にある身近な相談先（民生児童委員・保健推進員など）と連携して、多問題世帯などへの支援に対するコーディネーター的役割を持つ専門職の地域配置を目指す

#### ○地域福祉活動コーディネーター（CSW）の育成

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うために、「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーターを育成するとともに、この仕組みの理解促進を図る

### 遠野市社協 第3期地域福祉活動計画

（H28年度～R2年度）

地域の福祉課題の解決に向け、地域に密着した福祉活動が展開できるよう活動圏域を設定し、社会福祉協議会の地区担当制を整備し、将来に向けては全地区への地域福祉活動コーディネーター（CSW）の配置を検討する

### 【主な取り組み内容】

○住民が地域生活課題に主体的となって一体的に解決を試みる体制づくり

○生活課題が複合化・複雑化している世帯に多機関が協働して包括的に対応する相談支援体制づくり

#### 【推進体制】

##### ①第1層（市区域）

地域包括支援センターを中心とした多機関との協働体制の構築

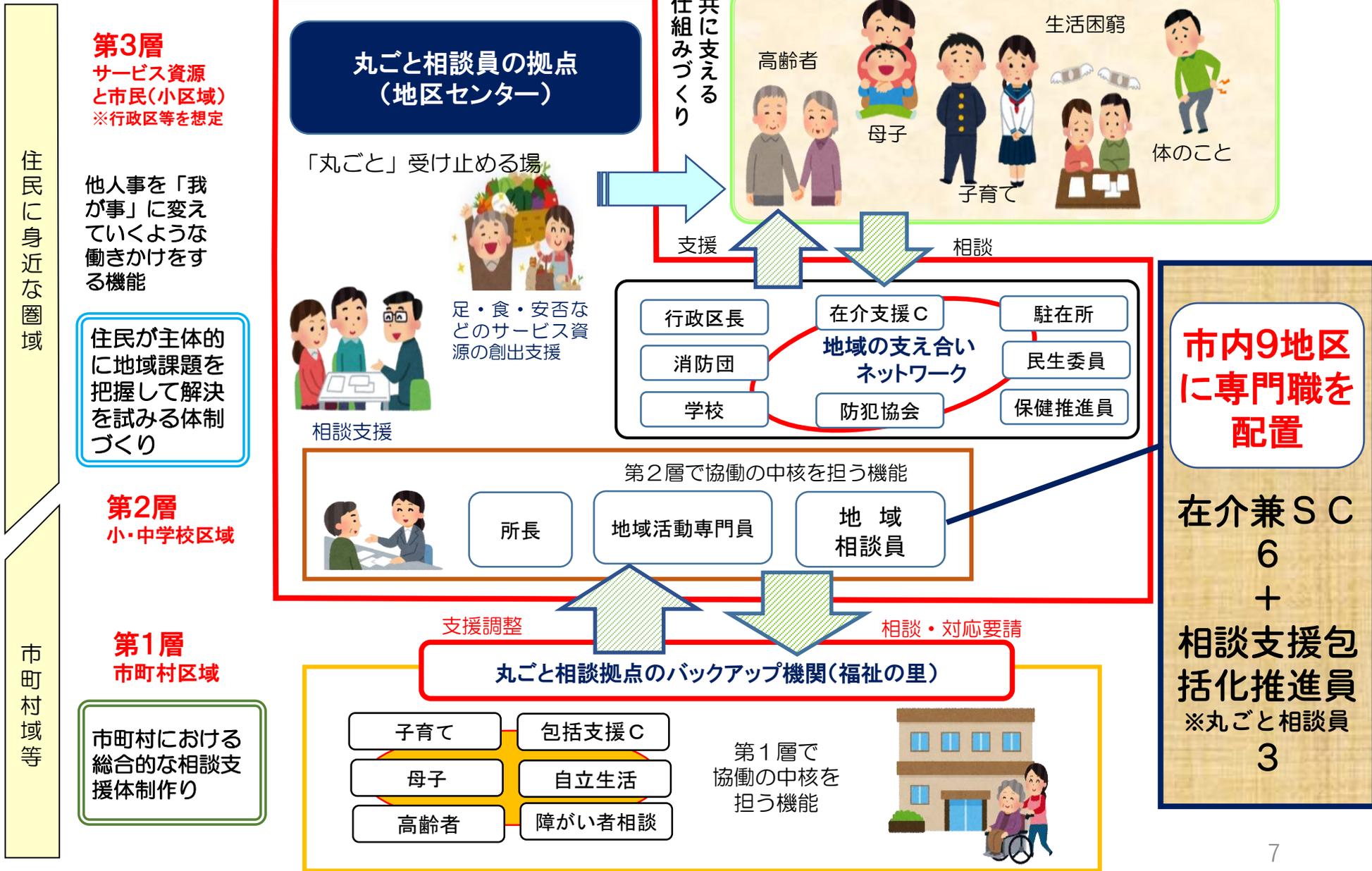
##### ②第2層（町単位）

6カ所の在宅介護支援センター（兼SC）に加え、**3カ所の丸ごと相談員を配置し**、9地区において地域福祉活動の展開を推進

### 丸ごと相談員の財源（国庫補助）

多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業（モデル事業）の実施 平成29年度～令和2年度

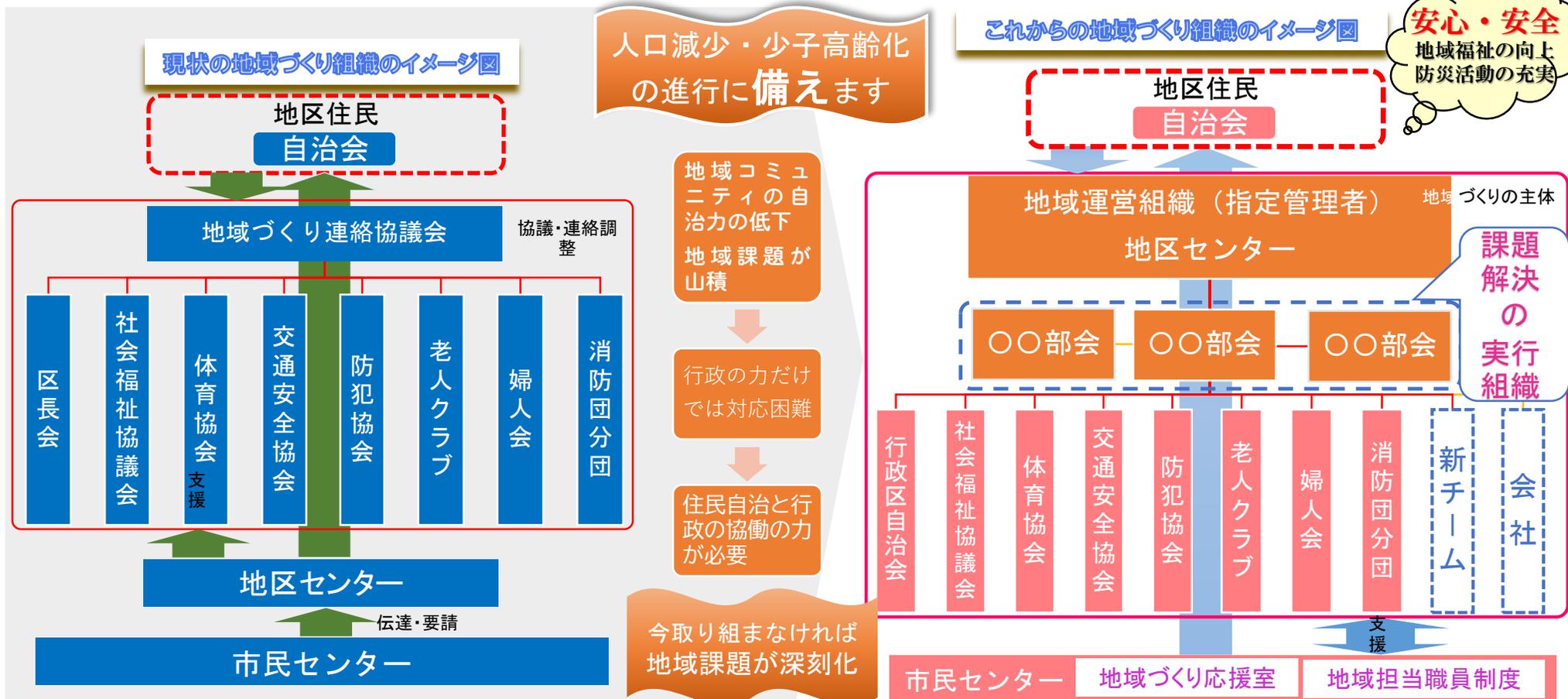
# ○モデル事業での実施体制



# 支え合う小さな拠点づくり

地区センターの運営を指定管理者制度により地域団体に委託。  
地域主体となった住民自治を推進する取組。

## 地域運営組織の構築

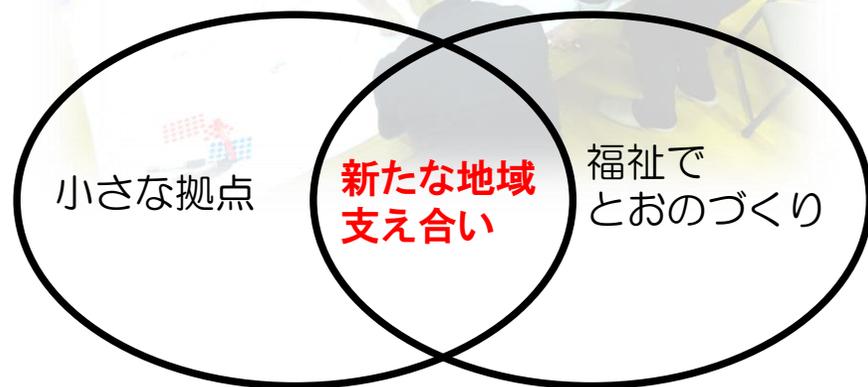


### ③第4期地域福祉計画（令和3～7年度）

## 「小さな拠点」と「福祉でとのおのづくり」で進める 「新たな地域支え合い」

#### ○福祉でとのおのづくり

課題を抱える個人や世帯への個別ニーズへの対応は、公的支援の活用のみでは限界を迎えつつあり、課題解決に地域（市民）が自ら取り組み、「新たな地域支え合い」を築くことにより地域を変えて行くまちづくり。



#### ○新たな地域支え合い

地域の課題を他人事ではなく我が事として捉え、地域（市民）自らが課題解決に向け取組むとともに、誰もが何等かの役割を担い、**人と人とが支え合う取組**（社会資源）が広がること。これには個別支援を起点とした地域住民への継続した働きかけが実を結ぶことから、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）等専門性の高い人材が支援を行う。

より確実に進めるために

## ○住民にとっての身近な活動拠点

### 「(仮称)地域支え合いセンター」

小さな拠点（地区センター）を「(仮称)地域支え合いセンター」として位置付けたもの

#### <コンセプト>

- ① 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など対象を問わず、誰もが通い、あるいは居場所となる拠点
- ② 地域生活者・社会的弱者の悩みを把握している行政区長、民生児童委員などから情報提供を受け、課題解決に向け関係機関と連携して支援する拠点

## 遠野市社協 第4期地域福祉活動計画

(R3年度～R7年度)

基本理念を「たすけあい ささえあう 福祉でとのおのづくり」として、次を重点項目とした。

- 1 相談支援体制の充実
- 2 新たな地域支え合い活動拠点づくりの推進
- 3 連携や協働の強化
- 4 広報・啓発の推進

## 令和2年8月、「新たな地域支え合い」に係る連携協定書を社会福祉協議会と締結

【次に掲げる取り組みを推進】

- ・相談支援
- ・参加支援
- ・新たな地域支え合い支援

○遠野市の役割

- (1)「新たな地域支え合い」を機能させるため、CSWなどの専門性の高い職員の配置と小さな拠点（地区センター）との連携推進に関する予算の確保
- (2)「新たな地域支え合い」機能を支えるための組織改編を含めた行政組織の横断的見直し

○社協の役割

- (1)「新たな地域支え合い」機能実現のための地域支援体制の構築
- (2)CSW等専門性の高い職員の確保と人材育成
- (3)相談支援機関との有機的連携のための先導的役割

**丸ごと相談員を全11地区センターへの配置がより具体的に。**

## 丸ごと相談員の全地区配置に向けて

名 称	担当地区	事業名（特定財源）	重層的体制支援分
丸ごと相談員 （モデル事業から） 3名 ※生活支援コーディネーター	綾織・土淵・青笹	・重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業</li> <li>・多機関協働事業 （ケース共有会議・プラン作成）</li> <li>・アウトリーチ事業</li> <li>・参加支援事業</li> </ul>
丸ごと相談員 4名 ※生活支援コーディネーター	遠野・小友(鱒沢)・ 附馬牛・上郷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・総合相談支援事業 （いずれも地域支援事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業</li> <li>・多機関協働事業</li> <li>・アウトリーチ事業</li> <li>・参加支援事業</li> </ul>
在宅介護支援センター 2名 ※生活支援コーディネーター	松崎・宮守(達曾部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・総合相談支援事業 （いずれも地域支援事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業</li> </ul>

名 称	所 属	業務内容	備 考
支え合い担当（専任） 1名	健康福祉部福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の各機関からの相談調整</li> <li>・ケース共有会議の開催</li> <li>・月次業務の報告</li> <li>・交付金の管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月から新設配置 （モデル事業の時は健康長寿課）</li> </ul>

# 丸ごと相談員等の配置（令和3年度～）

○ 丸ごと相談員（モデル事業継続） 3

- ・綾織地区
- ・土淵地区
- ・青笹地区

● 丸ごと相談員 4  
 （在宅介護支援センター・生活支援コーディネーターを兼ねて社会福祉協議会に委託）

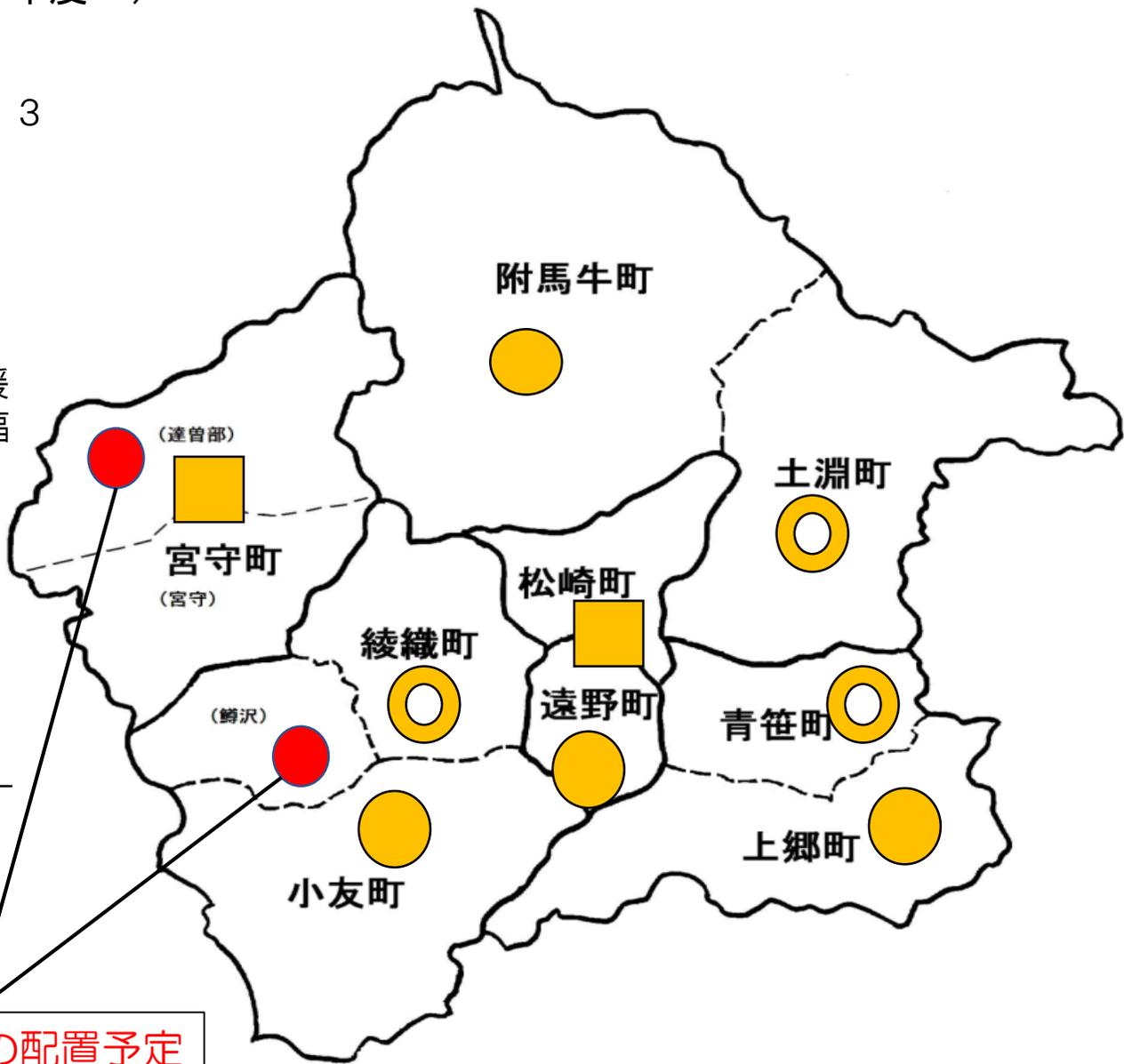
- ・遠野
- ・小友（鱒沢）
- ・附馬牛
- ・上郷

■ 在宅介護支援センター 2  
 （市内法人に生活支援コーディネーターを兼ねて委託）

- ・松崎
- ・宮守

※令和4年度丸ごと相談員として配置予定

令和5年度以降の配置予定



### 3 重層的支援体制整備事業の推進体制について

永遠の日本のふるさと遠野



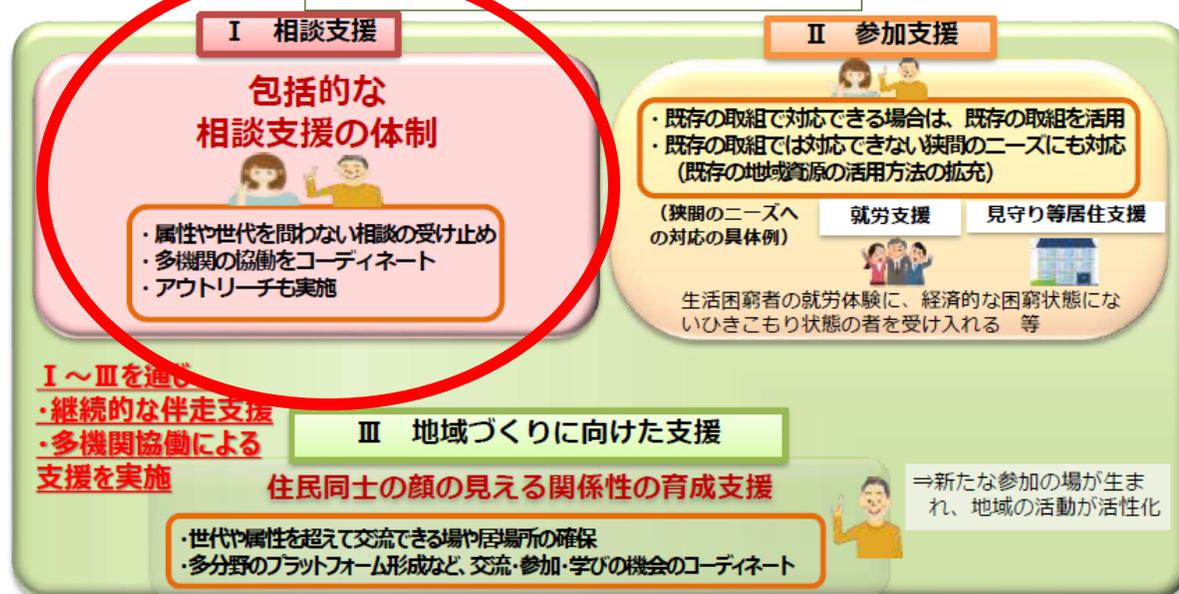
市全体の支援機関・地域の関係者が断わらず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

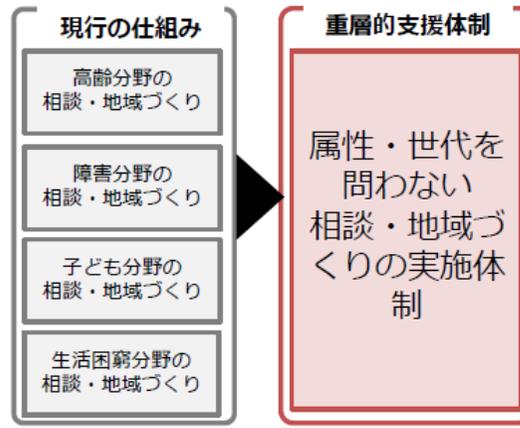
(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

#### 新たな事業の全体像



#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

## 今年度の動き

### ○重層的支援会議・・・随時

開催回数 3回（うち試行1回）※10月～生活困窮者自立支援調整会議と合同開催  
※重層的支援体制整備事業実施要綱・遠野市支援会議設置要綱決裁・告示（9月）

### ○ケース共有会議（市支援会議）・・・毎月

開催回数 8回（5月スタート、7月振り返り実施、  
7月発達障がい者支援センターとのケース会議開催）

### ○チーム会議（庁内連携会議）・・・毎月

開催回数 4回

### ○関係者間との協議、共有

制度説明 生活困窮者自立支援自立支援調整会議、相談支援事業所、障がい者自立支援協議会地域支援部会ほか  
状況共有 要保護児童対策地域協議会実務者会議（委員として出席）、消費生活センター（個別ケース相談）、  
子育て地域包括支援センター（ケースカンファ参加）、地域ケア会議（アドバイザーとして参加）、  
丸ごと相談員及び在宅介護支援センター定例会議・生活支援コーディネーター連絡会議（毎月）  
市民生児童委員協議会定例会（毎月）、社会福祉協議会との連携会議（毎月）、  
権利擁護を法律の面から勉強する会（隔月）、支え合う小さな拠点推進本部会議（随時）  
生活困窮者自立支援法に係る自立支援調整会議（毎月）

研 修 人材養成研修（前期）（8月）・人材養成研修（後期）（11月～）※開催中

### ○地域への支援と体制づくり

- ・交通支援ワークショップ、買い物支援ワークショップへの参加
- ・防災×支え合いマップづくりワークショップ
- ・地域防災に係る情報交換会（市危機管理課・消防総務課とのハザードマップやデジタルマップの活用に係る情報交換会）
- ・ICT（情報通信技術）を活用した関わり（災害カンタンマップ取組についてオンライン視察（長野県社協）、相談員業務効率化のクラウドサービスの導入検討）
- ・R4年度丸ごと相談員の配置に係る協議（松崎・宮守）



【地域の相談支援】

包括的相談支援事業の調整役割【市】  
(支え合い支援担当)  
○重層的支援体制整備事業

丸ごと相談員【市社協】

- 多機関協働事業
  - ・複合的・複雑化した課題や、既存サービスでは対応できない課題に対応
  - ・重層的支援会議の開催、プラン作成、役割決め
- 参加支援事業・継続的支援事業
  - ・社会資源を活用した社会とのつながりづくり
  - ・引きこもり支援、住居確保支援、就労支援と連携した伴走支援

在宅介護支援センター【社協・法人】

福祉課 福祉総務係 (総括者)

【市役所】

健康長寿課 介護保険係 (チーム員)

健康長寿課 健康推進係 (チーム員)

健康長寿課 包括支援係 (チーム員)

丸ごと受け止める相談支援体制の構築  
すべての窓口を相談を受け止め適切につなぐ体制

- ・チーム員で組織するチーム会議の開催
- ・既存制度で対応できない課題への対応の検討
- ・必要な情報の共有と研修の実施

チーム員 (チーム会議)

- ・各担当係から「チーム員」を指名
- ・チーム会議への出席
- ・あらゆる相談を受け止める意識付け・体制づくりの推進

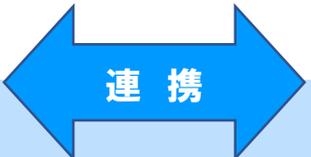
福祉課 障がい福祉係 (チーム員)

福祉課 生活福祉係 (チーム員)

子ども政策課 児童家庭担当 (チーム員)

子ども政策課 母子保健担当 (チーム員)

バックアップ、支援調整



(連携調整の場)  
重層的支援会議  
市支援会議

地域包括支援センター【市】

【相談支援機関等】

包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・多機関協働事業との連携
- ・ケース共有会議 (市支援会議)
- ・重層的支援会議への参加

自立生活相談窓口【社協】

一般相談支援事業所【法人】

子ども家庭総合支援拠点【市】  
(元気わらすこセンター)

子育て世代包括支援総合相談窓口【市】

利用者支援事業【市】

# 複雑化・複合化したケースに対する支援フロー

市直営及び市内法人

市主催

遠野市社会福祉協議会へ委託

地域包括C・相談支援事業所・子育て関係・自立生活相談など

**包括的相談支援  
(市内の相談支援機関)**

- ・各相談窓口、地域相談員による相談の受け止め
- ・各関係部署、相談窓口ごとの個別支援、対応

**チーム会議(月1回程度)**

- ・事務担当者レベルのケース共有
- ・業務上の連携調整

健康福祉部・子育て応援部の担当者

**ケース共有会議  
(市支援会議)  
(月1回程度)**

- ・子育て応援部、健康福祉部内の横連携、共有
  - ・**複雑化・複合化したケース**の洗い出し
- 健康福祉部・子育て応援部の担当者+社協丸ごと相談員(多機関協働事業担当)など

←守秘義務を課して本人同意なくとも検討可能とした

各担当者が対応したケース概要について、課内連携を形成する。また、内容については、ケース共有会議で共有する。

単独の機関では対応が困難な事例については、多機関協働事業へつなぐ。

**多機関協働事業**

- ・ケースの課題、関係者(期間)の役割を整理
- ・各支援の方向性をつかみ、伴走体制を構築する

**重層的支援会議  
(月1回)**

- ・多機関協働の核となり、プランの適切性の協議
- ・支援の方向性の共有と支援プランの作成監督
- ・各支援機関の役割分担が見える化
- ・支援の終了に向けた確認、フィードバック

遠野市では、支援会議において検討したケースの管理を行い、制度切れなどでケースの支援が届かなくなることを防ぐ役割を持つ

各支援機関は支援の方向性に係る合意形成を図りながら、円滑なネットワークを作ることを目指す。

**参加支援事業**

- ・支援プランに基づいた参加支援
- ・社会的つながりの獲得を主眼

**アウトリーチ支援**

- ・支援プランに基づいた伴走支援
- ・関係構築に向けた継続的な働きかけ

適宜情報共有

## <参考> ケース共有会議(市支援会議)開催状況

### ○開催回数 8回

検討件数 多機関協働事業分 延べ8件(実人員2件)、ケース共有分 延べ13件(実人員13件)

### ○検討結果

多機関協働事業へ 2件、アウトリーチ等継続的支援事業へ 2件

### ○相談経路

地域包括支援センター1、相談支援事業所1、自立生活相談窓口2、消費生活センター1、丸ごと相談員3、市子ども政策課3、市福祉課2

### ○世帯類型

配偶者のいない65歳以上の者と20歳以上の未婚のみの世帯 …4

3世代世帯(世帯主を中心とした直系3世代以上) …3

単身世帯(64歳以下) …2

夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親世帯 … 各1

その他 …2

### ○相談内容(主なものを1つ)

社会的孤立(ニート・引きこもりを含む) …3、障がい(手帳有) …2

病気、その他メンタルヘルス(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害)、経済的困窮、(多重・過重)債務、就職活動困難、家族関係・家族の問題、介護 …各1

支援の関わりを広げることを主として、アウトリーチ等継続的支援事業を希望するケースが出てきている。また、支援の終了や年齢到達などの理由により支援者側とのつながりが切れることのないよう、新たなつながりを持たせることがこの事業では可能となっている。



## <課題>

○地域課題の解決について、なんでも一括交付金に頼るには限界がある。公的サービスの見直しを含めた民間サービス（資源）を創出支援することが重要

（理由）除雪、草刈りなどのメニューを作っても、高齢者福祉サイドで利用できる事業や財源もある。これらを整理し、地域に丸投げにせず、「公」でできること「民」でできることをしっかり分けて考えていくことが全庁的に必要。

○「地域共生社会の実現」を目指して、重層的支援体制整備事業を基礎として全庁的な取組を推進していくことが必要

（理由）3年度においては相談機関連携の構築に取り掛かった。残る「参加支援」「地域づくりに向けた支援」について進めていくが、そのためには担当部だけでなく全庁的な取組に展開していくことが必要であると考えている。



## <これから>

○重層的支援体制整備事業の継続的な取組

- (1)全庁内での体制構築を図るため、本事業に関する事業理解と意識の共有
- (2)福祉の里に本事業を推進する相談窓口体制の構築（（仮称）地域丸ごと支え合いセンター）
- (3)丸ごと相談員の全11地区センター配置に向けた準備
- (4)福祉分野に限らない団体や民間、行政とのつながりを活かした、多様な地域づくりが展開できる支援体制の構築検討

○地域共生社会の実現に向けた啓発活動

- (1)共通理解を深めるための庁内関係者を対象とした研修会の開催
- (2)地域づくりの取り組みを中心とした、ニュースレターの発行（隔月）
- (3)地域福祉の推進のため、市と社会福祉協議会との連携会議の開催（毎月）

令和3年10月号  
（第4号）  
発行：遠野健康福祉の里

地域のチカラを応援する遠野健康福祉の里のニュースレター  
「つながる・支え合い」たより

地域で「つながり・つながる」⑤

※生活支援コーディネーターの活動を紹介し、



研修会「小友町を考える視察会」の様子

サロン『おんで屋』

由東は、また来てねの方好「またおんでや〜」から来ており、誰でも気軽に参ってお茶のみや、作業作りを楽しみわらにしたいという思いが込められています。

「元気なおらほの町（まち）ついで」  
1.住民同士による豊かな地域形成！  
丸ごと相談窓口小友・鶴ヶ谷地区担当 阿部 聡

▼地元福祉力をつなぐ！  
「元気なおらほの町（まち）ついで」は、令和3年10月号から隔月発行する予定です。地域福祉の推進や、生活支援コーディネーターの活動紹介など、地域の魅力を伝えるための取組として、今後も発行していきます。

TOWN DATA

小友町

（令和3年9月現在）  
人口 1,142人  
（うち65歳以上人口 560人）  
世帯数 445世帯  
（うち高齢者一人世帯 110世帯）  
（うち高齢者二人世帯 133世帯）

令和3年10月号もくじ・・・P1 「元気なおらほの町（まち）ついで」(小友町) / P2〜3 人生100年時代 自分らしく楽しく暮らすために(健康長寿課) / P4 「シリーク福祉行政の中心」(福祉課)

制作：遠野健康福祉の里健康長寿課包括支援係・福祉課福祉総務係（支え合い支援担当） TEL 82-5111（代表）